

第12期第4回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

平成27年4月14日（火） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

石坂 裕 毅 委員
岡本 博 志 部会長
櫻井 幸 一 委員
森 咲 子 委員

4 審査事項

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書（案）に係る第三者点検について
- (2) その他

5 会議の内容

【岡本部会長】

定刻になりました。1名欠席の連絡を受けておりますが、定足数を満たしておりますので、ただいまから第12期第4回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）を開催いたします。

お手元に、次第が配付されておりますが、本日の議題は「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書（案）に係る第三者点検について」でございます。

前回、事務の内容について説明を受け審議したことについて、本日、答申案を検討します。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元にお配りしております答申案を読み上げながら、御説明します。

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行った。

ということで、前回の概要説明の内容を答申案としてまとめています。それでは、続けて読み上げます。

(1) 本件評価書の事務の概要

こちらは事務の概要を表にまとめております。内容は御覧のとおりです。

(2) 適合性について

ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が100万人以上1,000万人未満であるため、30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 実施時期について

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基システム」という。）のプログラミングは既に開始されているものの、特定個人情報ファイルの保有前に評価を実施していることから、指針に定める経過措置の規定に適合している。

評価書の中には実施時期の項目はありませんが、お手元に配付している「特定個人情報保護評価指針」の11ページ、「第6 特定個人情報保護評価の実施時期」の1（1）に「システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期」が規定されております。「ア 通常の場合」で、「システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる。」となっていますが、この事務については、「ウ 経過措置」が適用されます。「この指針の適用の日から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。」とされております。住基システムのプログラミングは既に開始しているのですが、特定個人情報ファイルを保有する前の現段階で評価を実施しているため、経過措置が適用されるということです。

では、答申案に戻りまして、オから続けて読み上げさせていただきます。

オ 県民等からの意見聴取について

平成27年2月2日から同年3月3日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手は、法令上、本人確認情報更新要求の際に市町村コミュニケーションサーバから通知される本人確認情報に限定されており、住基システム上も不要な情報の入手を防止するための措置が講じられている。

イ 特定個人情報の使用について

権限のない者による住基システムの不正使用を防ぐため、生体認証による操作者認証を行うこととしている。また、操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある者を管理簿で管理するとともに、住基システムの操作履歴を記録することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

委託事業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限がある者を管理簿で管理する。また、再委託を行う業務については、福岡県知事が再委託の必要性を厳しく審査するとともに、本人確認情報に直接関わることのない業務を再委託の対象とし、再委託事業者に対しては、委託事業者と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っていくこととしている。

エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供・移転に当たっては、提供・移転に係る記録（提供・移転日時、操作履歴等の情報）を住基システム上で保管することとしている。また、操作者及びアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限することとしている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

出力した記録媒体等を施錠管理して保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新等の措置を講じることとしている。また、都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラによる入退室者の特定及び管理を行うこととしている。

ということで、評価書のリスク対策の部分をまとめて挙げております。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
では、1ページに戻って読み上げます。

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した本件評価書については、指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。
と結論付けています。
最後に、3ページの付言を読み上げます。

3 付言

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の特定の個人を識別することができる個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。
説明は以上です。

【岡本部長】

要するに、審議会の結論としては、前回説明を受けた全項目評価書（案）について点検した結果、国の特定個人情報保護委員会が、番号法に基づいて定めた特定個人情報保護指針に基づいて、評価が適切に行われていると判断したものです。

結論から具体的な内容及びその項目等に対する点検結果を答申という形式にしたものです。

そして、最後の付言は、答申そのものではありませんが、言わば審議会としての要望でございます。「こういうことをしてください。」というようなことを付け加えております。

結論の部分については、前回、問題なかるうかということになったと思いますが、表現等について御意見があれば出してください。

2以下についても、各項目を順に並べたものでございますが、表現等について御質問、御意見等があれば、ぜひこの場に出していただければと思います。

【櫻井委員】

すみません、前回の答申案の検討では、案1を検討したのですよね。

今日は、案2の検討ということですか。

【事務局】

今日は別の事務についての答申案の検討となっております。

【櫻井委員】

別の事務なのですか。

【事務局】

はい。前は、税務の事務でした。

【櫻井委員】

そうですか。文章は似ているけれど、違う事務に対する特定個人情報保護評価の答申案ということですか。

【岡本部長】

項目的には同じでしょうね。

【事務局】

評価書の様式は一緒ですので、項目は同じものになっています

【岡本部長】

結論の部分で、事務の名称が違うだけで、「我々がチェックしたのはこういうことです。」という話になるから、形式的には、ほぼ同じパターンになると思いますね。

【櫻井委員】

前回と違うところがあるのですか。

【事務局】

「（３）妥当性について」は、評価対象の事務の内容が違いますので、評価書に書かれているところで言うと、リスク対策の部分を見てもらうことになります。

「（２）適合性について」は、ほとんど形式の話になりますので、書き振りとしては前回の答申案とほぼ似たようなものになっています。

【櫻井委員】

では、「（３）妥当性について」だけが初めて見るものだと思ってよろしいですか。

【事務局】

そうですね。

【櫻井委員】

では、少し注意して……。

【岡本部長】

結論の部分としては、「評価が適切に行われている」という話ですが、我々の作業としては、「２ 本件評価書の審査内容」にあるように、適合性と妥当性について審査を行いました。説明を受けながら、これで大丈夫かどうかをチェックしたということを簡潔にまとめて並べています。

先ほど説明がありました２ページ目の「エ 実施時期について」では、指針ではプログラム開始前に評価を行うよう規定されていますが、経過措置で、少なくとも特定個人情報ファイルを保有する前に評価を行うようになっているので、評価の時期が適切であるということです。

他にも、いろいろと書いていますが、いずれもこのようなやり方をしていれば問題なかろうという話です。

２ページ目の「オ 県民等からの意見聴取について」で、大体１か月ほどパブリックコメントを実施したということですが、意見はなかったようです。

ということで、他に何か御意見はございませんか。

【石坂委員】

答申案とは全然関係ないのですが、この「特定個人情報」の定義を教えてくださいか。「個人情報」と「特定個人情報」との違いは。

【事務局】

個人番号を含む個人情報が特定個人情報です。

【石坂委員】

分かりました。

【岡本部長】

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、個人が特定される情報のことをいいますが、「特定個人情報」とは、今、事務局から言われたように個人番号が付いた個人情報をいいます。

【石坂委員】

番号と紐付けられた情報になると「特定個人情報」になるわけですね。

【事務局】

はい。

【櫻井委員】

前回も思ったのですが、2ページの「エ 実施時期について」で、「プログラミングは既に開始されているものの、」とありますが、この「プログラミング」というのはどういう意味で使われているのですか。「システムが始まっている」というのは日本語としてあるのですが、「プログラミングが始まる」というのは、あまり言わないなと思ひまして。

【事務局】

この表現は、国の特定個人情報保護委員会が提示している指針を引用したのですが、具体的には、個人番号を保有するためのシステム改修を開始した時になります。

【岡本部長】

プログラミング作成とは違うのですか。プログラミング作成とプログラミングを使って動かすという話との区別がつかないと思うのですが。

【櫻井委員】

誰が読んでも同じように聞かれると思います。システムが動くというのは、日本語としてあり得ると思うのですけれども。

【岡本部長】

先ほど見ましたように指針の11ページで、「プログラミング開始前」という表現を使っているから、これに拘束されてしまっている。実際は、プログラミングを動かす前なのでしょう、多分、プログラミングを作成する前ではなくて。

【事務局】

解説に書かれている段階としては、基本設計、詳細設計、プログラミング、テストという工程の中で、詳細設計が終わってプログラミングが始まる前という段階を「プログラミング開始前」と定義しています。設計が終わって実際にシステムを組む段階が「プログラミング開始前」ということになります。

少し分かりづらいとは思いますが、番号制度対応のために、現在動いているプログラムを改修する作業のことを「プログラミング」といいます。おっしゃるように、「プログラミングを開始する」というと違和感があるのですけれども、実際はプログラミング改修作業の開始と考えていただきたいと思います。

【岡本部長】

プログラム改修作業前であることは間違いのないということですね。

【櫻井委員】

理解できました。

【岡本部長】

その他ございませんか。

評価指針については前回、説明を受けましたか。

【事務局】

指針自体は、説明しておりません。

【岡本部部长】

国や各地方公共団体は指針にのっとって評価を行うようになっているという話です。

【石坂委員】

経過措置に関することですが、「経過措置」ということは、プログラミングが終了して実際使うようになったら、再度評価しないといけないのですか。

【事務局】

今回の審議で終わりですが、重要事項の変更があれば……。

【櫻井委員】

また、評価を実施するということですね。

【岡本部部长】

「経過措置」というのは、制度が実施される前だから、初回については、評価の実施が遅れても良いという話です。

【岡本部部长】

その他ございませんか。よろしいですか。

【全委員】

なし。

【岡本部部长】

では、この答申案のとおり、部会として答申をしてよろしいですね。

【全委員】

異議なし。

【岡本部部长】

では、本部会の答申は個人情報保護審議会の答申となりますので、御承知ください。

予定していた議事は終わります。「その他」ですが、事務局の方から何か連絡等ございますか。

【事務局】

特にございません。

今後の住基・番号法部会でございますが、実施機関からの諮問に応じて開催することになります。部会を開催する場合は、早期に御連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、5月21日10時から全体会の開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしくお願ひします。

事務局からは以上でございます。

【石坂委員】

5月21日というのは、何曜日ですか。

【事務局】

木曜日です。

【森委員】

5月20日ではなく21日ですね。

【事務局】

21日です。

【岡本部長】

諮問がなければ来月はないのかなと思ってしまいましたけれども。

【石坂委員】

これは、評価をしなければならぬものが決まっていて、あと何件ぐらい評価をするというのは分かるのではないですか。

【事務局】

今、分かっているものでは、一通り評価を実施したことになるのですが、特定個人情報を取り扱う人数の増減があったり、しきい値判断の条件が変わってくると全項目評価実施の必要が生じます。今の見込みでは2件です。

【岡本部長】

当初の予定が、税と社会保障、災害対策ですね、要支援者の名簿を作ったりということですけども。そのほかにも各自治体で工夫してくださいとか言っていますが、どこまでやるかは、まだ先の問題ですので、差し当たっては今までの分で一段落ということのようです。第二部会への諮問が次にどうなるかは分かりませんが、来月、全体会がありますという案内でございました。

では、「その他」はもうないですね。

以上で、本日の会議を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

以上のとおり第12期第4回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録を確定する。